

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	特定目的のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 (廃棄物の搬入施設の整備事業の用に供するために広域臨海環境整備センターに買い取られる場合)	
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目	(法人税: 義、所得税: 外)
		②: 上記以外の税目	
3	内容	《制度の概要》 廃棄物の搬入施設の整備事業の用に供するために広域臨海環境整備センターに買い取られる場合、長期譲渡所得特別控除額、短期譲渡所得特別控除額は 1500 万円又は譲渡金額のいずれか低い方とする。	
		《関係条項》 租税特別措置法 第 34 条の 2 第 2 項第 16 号及び第 65 条の 4 第 1 項第 16 号	
4	担当部局	環境省 環境再生・資源循環局 総務課	
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 平成 30 年 8 月 分析対象期間:	
6	創設年度及び改正経緯	平成 6 年度創設	
7	適用期間	恒久措置	
8	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 広域臨海環境整備センターは、廃棄物の広域的な処理が必要であると認められる区域において生じた廃棄物の適正な海面埋立てによる処理及びこれによる港湾の秩序ある整備を図るため、環境の保全に留意しつつ港湾において広域処理場の建設、管理等の業務を行うことにより、生活環境の保全及び地域の均衡ある発展に資することを目的とする。 《政策目的の根拠》 広域臨海環境整備センター法
		②: 政策体系における政策目的の位置付け	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進 4-3. 一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等) 4-4. 産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)

		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 現行計画においては、大阪湾広域臨海環境整備センターの埋立期間は平成 44 年度までとなっており、平成 32 年度には次期処分場の供用開始に向けて次期処分計画策定を行い、大阪湾圏域の広域処理対象区域から発生する廃棄物を適正に処理し、大阪湾圏域の生活環境の保全を図る。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 大阪湾圏域では、廃棄物の減量化・再資源化対策を積極的に推進しているものの、大阪湾広域臨海環境整備センターの現基本計画の埋立期間は平成 44 年度までとなっており、大阪湾広域臨海環境整備センターにおいては次期処分場の計画を進めているところである。 次期処分場の計画に当たっては、廃棄物の受入基地の増設や現在借地している受入基地の用地買収の要望もある中、当該特例措置を適用することで、土地売買において相手方(法人)との契約が円滑に行え、このことは、廃棄物処理施設の整備を促進し、もって生活環境の保全等に寄与する。</p>
9	有効性等	① 適用数	本税制の対象となる者は、地方公共団体又は特定法人に土地等を売却する個人又は法人であり、広域臨海環境整備センター法に基づき把握し得る者でないため、税制の利用実績は要望省庁では把握していない。
		② 適用額	—
		③ 減収額	—
		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 優遇措置の適用により、現行計画において必要とされる広域処理場の整備に必要な土地等の確保が可能となっており、廃棄物の適正な処理、生活環境の保全に一定の効果が見られる。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 優遇措置の適用により、現行計画において必要とされる広域処理場の整備に必要な土地等の確保が可能となっている。</p>
		⑤ 税収減を是認する理由等	公共関与の下、積極的に広域処理場の整備を進めていくことが重要であり、本制度による譲渡に係る税負担を優遇することにより整備に必要な土地等の確保が可能となっている。

10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	忌避施設であり設置が極めて困難である廃棄物処理関連施設を整備するためには、土地等の売却を促すことが必要であり、補助金等の他の手段では、売却する者へのインセンティブ効果を付与することができないため、租税特別措置を行うものである。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
11	有識者の見解		—
12	評価結果の反映の方向性		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 26 年 8 月